

令和6年度7月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年7月25日(木) 午前9時30分～午前10時45分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏 8番 吉田 英和 9番 北田 良孝
10番 栗原 明夫 11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子
13番 鹿島 正之助 14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀
16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号10番 栗原 明夫委員、12番 平岡 豊子委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は東狭山ヶ丘五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は555平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は三ヶ島一丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,962平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議長： 次に、申請番号3番及び4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号3番及び4番について審議します。申請地及び受人の林地区、糎谷地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 次に、受人の営農状況及び北野地区、北野南地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 次に、三ヶ島地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号3番及び4番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号3番及び4番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番及び4番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字城字本村です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は245平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,060平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途はイベント用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農用地となります。申請事由は、申請地を借り受け、イベント用地として使用するものです。なお、本件は3か月半の一時転用です。

以上2件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議 長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、一時転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月見原の2筆と大字神米金の3筆を合わせた5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて4,291平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて2,955平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,412.56平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字辨天です。現況地目は畑で、面積は809平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,258平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間です。

以上5件です。

議長：申請番号1番について審議します。初めに本件のうち、中富地区についてですが、私が地区担当ですので、意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われま。

次に、神米金地区について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。本件につきましては、私の中富地区の担当ですので、意見を發表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまゝ。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われまゝ。

申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまゝ。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われまゝ。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、決定といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまゝ。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われまゝ。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、決定といたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまゝ。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われまゝ。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、決定いたします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中一丁目の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて7,808.9平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中一丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,235平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北中一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,994.7平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,507平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北中四丁目と東狭山ヶ丘5丁目の2筆を合わせた3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて10,821平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,143平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糞谷です。現況地目は畑で、面積は1,190平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間です。

以上7件です。

議長：申請番号1番及び2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは、申請番号1番及び2番について審議します。申請番号1番及び2番につきましては、北田委員が関係人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。
（北田委員退席）

それでは、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画
については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番及び2番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定す
ることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番及び2番については、決定と
いたします。北田委員の入室を認め
ます。
（北田委員入室）

議長： 申請番号3番及び4番については、関連しますので一括で審議してよろし
いでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは、申請番号3番及び4番について審議します。地区担当の意見
をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画
については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番及び4番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号3番及び4番について、決定す
ることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番及び4番については、決定と
いたします。

議長： 申請番号5番について審議します。初めに、北中地区について、地区担当
の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画
については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長： 次に、東狭山ヶ丘地区について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、決定することに

賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、決定といたします。

議長： 申請番号6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 申請番号6番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番については、決定といたします。

議長： 申請番号7番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 申請番号7番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号7番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号7番については、決定といたします。

5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による届出書の取下願について」は、1件の取下がありました。

「報告事項5 農地法施行規則該当転用届について」は、3件の届出がありました。

6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時45分）